



# 今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

## さわやかサロン

日時：6月9日（木）13時30分～  
内容：**みんなでトランプゲーム**  
手・指を動かして脳の活性化！

## ペン習字(いきいき)教室

日時：6月20日（月）13時30分～  
内容：「**絵手紙**」「**実用的な書**」など  
準備：筆ペン

## 手話教室

日時：6月21日（火）19時30分～  
持ち物：**筆記用具**  
「手話で簡単な日常会話、  
子どもから大人まで  
楽しく学びましょう。」



## みんなの楽<sup>がっきゅう</sup>級

日時：6月24日（金）19時30分～  
内容：**DVD視聴 人権学習**  
2018年6月2日放送  
NHKスペシャル  
「**ミッシングワーカー  
働くことをあきらめて…**」  
独身の中高年のうち、6人に1人が働いていません。いったい何が起きているのでしょうか？  
労働市場から消えた存在、ミッシングワーカー（＝消えた労働者）の実態に迫り、解決策を探ります。

**事業は、感染症対策を  
充分行ったうえで開催いたします。**



## 倉吉市人権教育研究会 会員募集中

身近な人権課題に学び実践化につなげましょう。  
年会費 1,000円 ※入会特典があります。  
申し込み方法：会費を添えて右記へお申し込みください。  
(随時受付しています。)

申し込み先：  
○さわやか人権文化センター ☎28-2017  
○倉吉市人権教育研究会事務局（人権政策課内）  
☎22-8130 / fax23-9100  
○倉吉市人権文化センター ☎22-4768  
○やまびこ人権文化センター ☎28-4265  
○はばたき人権文化センター ☎22-0232  
○あたごふれあい人権文化センター ☎28-5440

## 困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課  
さわやか人権文化センター

電話 22-8130  
電話 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2022年6月1日発行 No.332  
〔発行所〕 さわやか人権文化センター  
〔所在地〕 〒682-0602  
倉吉市上米積 1074-1  
〔電話兼ファックス〕 0858-28-2017  
〔メールアドレス〕 sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

# 「差別を見抜き、差別に立ち向かう力を！」 地区学習会に願いを込めて

高城小学校、久米中学校  
の地区学習会が始まります。

久米中学校：6月 8日より、原則 毎週水曜日  
高城小学校：6月 6日より、原則 毎週月曜日  
新型コロナウイルス感染対策を行いながら実施していきますが、  
感染状況などによって日程の変更もあります。

地区学習会は 約50年前、被差別の原因となっている『不十分な学力保障が不安定な職業につながる』悪循環を断ち切りたいという被差別部落住民の願いから出発しました。現在は、「差別を見抜き、立ち向かう力をつけてほしい」「自分の夢を叶えてほしい」との思いを込めて行っています。そして、「いろいろな職業を通して差別をなくす人間になってほしい」という願いもあります。



(昨年度の様子)

社会には部落差別をはじめ様々な差別が存在します。誰もが、いつ、どこで、どんな差別に出会うのかわかりません。そのとき差別から逃げるような人間であってはけません。部落差別や社会のいろいろな差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない、差別に立ち向かっていく力をつける。そして、正しいことを正しいとはっきり言えることが大切です。

## 部落出身が理由で相手の母親が結婚反対・・・

(差別されて)「当時はとても苦しかった。しかし、そんなことで意見が変わる人、(母親に)説明したいと言っても、機会さえ与えてくれない人とは結婚できないと考え、私から別れを告げた。  
学習会で学んだことが、きちんと私の中で生きています。決して孤独ではありませんでした」

被差別部落出身の女性が結婚差別体験を話しています(左記)。差別され辛く苦しくても、学習会に参加し学んだことが、女性の勇気や力となっているのです。  
差別に負けない、差別を許さない人づくりをめざす学習会へ、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

これからも地域全体で、子どもたちの健やかな成長を見守り育てることに、ご支援、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

# ハンセン病問題を知っていますか？

- 家族と一緒に暮らすことができない――。
- 実名を名乗ることができない――。
- 子どもを産むことが許されない――。
- 一生療養所から出て暮らすことができない――。
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病患者は長く強いられてきました。そして病気が治った後も、さらには家族も、差別と偏見に苦しんでいます。

## 6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」

### ハンセン病での隔離政策

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こり、手足の末梢神経がマヒするなどの症状が出ます。そのため、家族・親戚に代々続く「遺伝病」とか、「悪行の報い」「不治の病」と恐れられました。

日本におけるハンセン病政策は、1907年制定の法律『癩予防ニ関スル件』から始まります。放浪する患者を隔離収容するための公立療養所を建てたのです。そして、「強力な伝染病であり感染を防ぐ」「国の恥」などを理由に、すべての患者を療養所に隔離するよう定めた『癩予防法』が1931年に成立。1953年には、患者の就労や外出を禁じる項目も加えた『らい予防法』へ改定されました。

この法の問題点は、患者隔離が継続され退所規定が設けられていないことでした。つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に收容されると、多くの人は一生そこから出ることができなかつたのです。らい菌の感染力は極めて弱いことがわかり、有効な薬が開発され治療法が確立しても『らい予防法』は残り、隔離政策はそのまま継続されました。

### ハンセン病と鳥取県

鳥取県においては、「らい病（ハンセン病）患者」発生率は全国でも上位でした。この状況の改善のため鳥取県は、ハンセン病の国立療養所 長島愛生園に「鳥取寮」を新築寄付し、県内在宅患者の入所を促進しました。その結果、鳥取県は「無らい県運動」達成第1号となりました。

このように、鳥取県には、国のハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として“いつの日にか帰らん”と刻んだ「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立しています。



### 碑文

昭和初期「癩予防法」が施行されると、鳥取県は無癩県運動を開始し、ハンセン病患者を全国の療養所へ強制的に送り隔離した。

とりわけ瀬戸内海の小島にある長島愛生園には、昭和三十年代までに鳥取県から百八十名以上の患者が送られた。愛生園の浜辺には、偏見・差別によって家族や生まれ育った故郷との絆を断ち切られ、望郷の思いでたえず患者の姿があった。

戦後ハンセン病は治癒する病気となり、鳥取県は全国に先駆けて、里帰り事業、知事の謝罪、遺族のもとへの遺骨引き取り支援などを実施したが、故郷に帰ることができた人は殆どなく、多くの本県出身者の遺骨は、全国の療養所の納骨堂に眠ったままである。

県民の保健、衛生という大義の名のもとに、終生隔離され、遺骨になっても故郷に、また家族のもとに帰れないという不条理があつてはならない。ハンセン病問題を教訓とし、二度と再びこのような重大な人権侵害が繰り返されぬようすべての県民が誓い、ここに「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立する。

平成二十年六月

### 人権がないがしろにされていた療養所での生活

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりません。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないために、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者たちは、強制的に子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかつた子どもは7,696人にも及びます。

### 『人間回復の橋』(邑久長島大橋)



国立療養所「長島愛生園」(邑久光明園)がある瀬戸内海の島長島と対岸の本土を結ぶただ一つの道。(岡山県)

療養所入所者や家族など関係者の長年の願いが叶い、17年の歳月を重ね、1988年に架けられました。

### 「橋渡る 胸がふるえる 風が笑む」

療養所入所者が、橋が完成したときによんだ川柳です。「風が笑む」という表現に橋が架かった喜びが込められています。

この橋は、『人間回復の橋』として、「隔離する必要のない証」「療養所入所者の人間回復のシンボル」とされました。しかし本当に“人間回復”が必要なのは、差別してきた私たちがなのかもしれません。

### 【隔離政策がなくなった今も 苦しみは続いている】

「ハンセン病患者を長年苦しめてきた法律の廃止と元患者たちによる 国家賠償請求訴訟・裁判に勝っても故郷には帰れない」

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた隔離政策はようやく終わりました。その後、平成10年(1998年)に療養所の入所者たちによって、隔離政策を進めてきた国の責任を問う裁判「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が熊本で起こされました。続いて、東京や岡山でも同じ裁判が起こされました。平成13年(2001年)熊本で国の責任を認める判決が下されました。国は、ハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、それ以上裁判で争うことはしませんでした。

裁判に勝った後も、多くの入所者は社会復帰することなく、今も療養所で暮らしています。隔離政策が生み出したハンセン病に対する偏見や差別は、現在も社会に根強く残っているからです。ハンセン病患者の中には、病気に対する偏見によって家族に迷惑が及ぶことを心配し、本名や戸籍を捨てた人もいます。自分が故郷に帰ることでまた、迷惑がかかるという恐れがあり、親や兄弟と再会することもできないのです。療養所で亡くなった人の遺骨の多くも、故郷のお墓には入れず、療養所内の納骨堂に納められています。長年続いたハンセン病に対する差別や偏見、苦しみは今もなくなっています。

### ハンセン病学習をして…

#### 中学1年生の感想(2004年)

ずっと調べたいと思っていたハンセン病のことが調べられてよかったです。ハンセン病の差別は思ったよりひどかったです。家族に物を売ってくれなかつたり、学校に行けなかつたりする差別もいけないことだと思うけど、差別をひどくさせた政府も許せないと思いました。歳が大きいほど、ハンセン病の偏見・差別が根強く残っています。このハンセン病の差別・偏見は、今ここで、ハンセン病のことを正しく理解した中学生からなくせると思います。

そのためには、悪口や仲間はすれなど、身近な差別からなくしていくべきだと思います。